

保健だより

令和2年2月17日発行

新型コロナウイルス対策に関するお知らせ

1. 新型コロナウイルス感染症は指定感染症に指定されました

新型コロナウイルスは当該感染症にかかっている又はかかっている疑いのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める第一種感染症として、治癒するまで出席が停止となりました。

2. 今後の対応のお願い

学校が感染予防に努めるのはもちろんですが、ご家庭、そして生徒一人一人が手洗い励行、マスク着用、そして不要なごみを避けた行動をお願いしたいと思います。また、文部科学省からの指導により、学校として状況把握の必要がありますので、今後中国へ渡航の予定がある場合、湖北省から帰国された方と接触があった際には保健室までお知らせ頂ければと思います。

新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、過剰に反応することなく冷静かつ、適切に行動していただくようご協力よろしくお願ひします。

（参考情報）

○関連情報ホームページ

・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・海外安全ホームページ（外務省ホームページ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T014.html#ad-